



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年11月21日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
農政部	次長	高井尚治	直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680
家畜防疫 対策課	家畜防疫 対策監	小林弘明	直通 058-272-8446 FAX 058-278-3533

## 本巣市内の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザ対策について

本巣市内の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザが発生したことを受け、防疫措置を行ってまいりましたが、今後、下記のとおり実施してまいります。

### 記

#### 1 防疫措置の完了について

防疫措置完了は11月21日（木）となる見込み。

#### 2 今後の措置について

##### (1) 処理方法

焼却処理（移動式焼却炉を国から借り受け）

※発生した灰については産業廃棄物として適正に処理します。

(2) 処理場所 本巣市根尾川河川敷

(3) 処理期間 11月23日（土）から10日間程度の見込み

## 2 その他

各地で行われている防疫演習では、設置した箇所のアスファルトへの影響やにおい・煙が少ないことが確認されています。(出展：[家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、動物衛生課発行）])

また、岐阜県においても令和4年10月12日に同様の演習を行い、同様に問題がないことを確認しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。

[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)

### 【報道機関へのお願い】

- ① 現場での取材は本病のまん延を引き起こす恐れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとならないよう配慮をお願いいたします。
- ② また、県現地機関、市町村等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ③ 今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。